

福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（以下「本事業」という。）は、重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障がい者の社会参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は福岡市（以下「市」という。）とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、次条に定める対象者が第5条に定める大学等において修学するに当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（居宅介護又は重度訪問介護の指定を受けている者に限る。以下「事業者」という。）が、当該対象者に対し、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供すること（以下「サービス提供」という。）により行う。

2 本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については本事業の対象外とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に居住する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、福岡市長（以下「市長」という。）が別に定める場合は、この限りではない。

- (1) 重度訪問介護の対象者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者でないこと

(大学等の要件)

第5条 本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校）で、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(支給申請)

第6条 本事業に係る給付費（第15条に規定するサービス提供の費用から利用者負担額（サービス提供の費用に10分の1を乗じて算出した額とする。以下同じ。）を控除した費用をいい、以下「給付費」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

事前に福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給（変更）申請書（様式第1号）及び福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業承諾書（様式第2号）に、大学等が作成する障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規程、利用計画等を添えて、区長に申請しなければならない。

（支給決定等）

- 第7条 区長は、前条の規定による申請（以下「支給申請」という。）を受けた場合において、給付費を支給する旨の決定（利用者負担上限月額決定を含む。）をしたときは、福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定（変更）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、支給申請を受けた場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたときは、福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の利用者負担上限月額は、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する額を準用する。ただし、市長が別に利用者負担上限月額を定める場合は、この限りでない。
- 4 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の実支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から直近の3月末日までとする。
- 5 第1項の規定による給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（以下「受給者」という。）が、サービス提供を受けようとする場合は、サービス提供を行う事業者が福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給決定（変更）通知書（様式第3号）を提示するものとする。

（支給決定の変更）

第8条 前条の規定は、受給者が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

（支給決定の取消し）

- 第9条 区長は、次のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。
- （1）受給者が死亡し、又は市外へ転居したとき。
- （2）受給者が本事業の利用を辞退したとき。
- （3）受給者が大学等を卒業し、又は退学したとき。
- （4）受給者が停学等の処分を受けるなど、第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- （5）受給者が不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。
- （6）前各号に掲げるもののほか、区長が本事業の利用を不相当と認めたとき。
- 2 前項（同項第1号に該当する場合には市外へ転居した場合に限る。）の規定により支給決定を取り消したときは、区長は福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業給付費支給取消通知書（様式第5号）により、受給者に通知するものとする。

（利用開始の届出）

第10条 受給者は、本事業の利用を開始するときは、福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業派遣開始（変更）届（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第11条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、区長にその旨を書面により届

け出なければならない。

- (1) 受給者の住所、氏名等に変更があったとき。
- (2) サービス提供を行う事業者を変更し、又は追加するとき。

(利用終了の届出)

第12条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業派遣終了届（様式第7号）を区長に提出しなければならない。

- (1) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。
- (2) 受給者が大学等を休学するとき。
- (3) 受給者が大学等を卒業し、又は退学したとき。
- (4) 受給者が停学等の処分を受けるなど、第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受給者が市外へ転居したとき。

(事業者)

第13条 事業者は、大学等及び市等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、サービス提供を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業者は、受給者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書（様式第8号）を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供の従事者がサービス提供に従事する時間（以下「サービス提供時間」という。）について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当することとなった場合は、サービス提供を行うことができない。
 - (1) 不正に給付費の請求を行ったとき。
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）及び福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）に定める基準を満たすことができなくなったと認められるとき。
 - (3) 法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (4) その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

(サービス提供の従事者)

第14条 サービス提供の従事者は、事業者には雇用されている者のうち居宅介護又は重度訪問介護に従事しているものであって、受給者の生命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

- 2 サービス提供の従事者は、サービス提供を行う際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、受給者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中は、その業務に専念しなければならない。
- 4 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障を来す行為をしてはならない。

(サービス提供の費用)

第15条 本事業のサービス提供の費用は、次に定めるとおりとする。

- (1) サービス提供時間が年間500時間以上の者については、別表第一に定めるとおりとする。
 - (2) サービス提供時間が年間500時間未満の者については、別表第二に定めるとおりとし、この場合の上限は年間80万円とする。
- 2 前項第2号に定める者のサービス提供時間が、その年度途中で500時間以上となった場合は、支給開始日に遡って、別表第一の費用を適用する。

(サービスの利用)

第16条 受給者は、サービス提供を受ける場合は、事業者と契約を締結するものとする。

- 2 受給者が事業者を支払うべきサービス提供の費用については、利用者負担額を除いて、市が受給者に支給することとする。ただし、当該支給については、受給者に代わり、事業者に対して支給することができる。この場合、当該費用については、受給者に対して支給があったものとみなす。
- 3 同一の月の利用者負担額が、第7条第3項の利用者負担上限月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。

(支払請求)

第17条 受給者が前条第2項の規定により給付費の支給を受けようとするときは、受給者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月の末日までに、福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書(様式第8号)及び請求書、領収書その他の支払額が分かる書類を市に提出しなければならない。

- 2 前条第2項ただし書の規定により、事業者給付費を支給する場合は、事業者はサービス提供を行った日の属する月の翌月の末日までに、福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業サービス提供実績報告書(様式第8号)及び福岡市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業支援給付費明細書(様式第9号)、請求書を市に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めたときは、当該提出を受けた日から30日以内に給付費を支払わなければならない。
- 4 事業者は、前条第2項ただし書の規定による支給を受けたときは、受給者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(利用者負担額の受領)

第18条 事業者は、サービス提供を行ったときは、受給者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により、受給者から利用者負担額の支払を受けた場合は、当該受給者に対し領収証を交付しなければならない。

(費用の返還)

第19条 市長は、事業者又は受給者が、虚偽その他の不正な手段により給付費の支給を受けた場合は、当該事業者又は受給者から給付費に相当する額の全部又は一部を徴収するものとする。

(秘密の保持)

第20条 事業者の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た受給者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た受給者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(報告等)

第 21 条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときは、事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（第 15 条第 1 項第 1 号関係）

サービス提供時間	サービス提供の費用
1 時間未満	1,600 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,400 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,200 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,000 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	4,800 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	5,600 円

※ 3 時間 30 分以上については、30 分毎に 1,600 円を加算。

別表第二（第 15 条第 1 項第 2 号関係）

サービス提供時間	サービス提供の費用
1 時間未満	3,920 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,700 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,510 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,320 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,130 円
3 時間以上 3 時間 30 分未満	8,940 円

※ 3 時間 30 分以上については、30 分毎に 610 円を加算。